

# 委 託 契 約 書

委託業務の番号

委託業務の名称

委託業務の場所

委託料の額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

委託の期間 着手

履行期限

上記の委託業務について、「一般財団法人ふくしま市町村支援機構」を発注者とし、

「 」を受注者として、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 受注者は、別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 設計図書及び仕様書に明示されていないもので必要ある事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。その他軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第2条 発注者は、受注者の契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡、再委託の禁止)

第3条 受注者は、書面による発注者の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第4条 発注者は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。

2 発注者は、前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第5条 受注者は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理をつかさどる主任技術者をおき、当該技術者の氏名を書面で発注者に通知しなければならない。

(委託業務の内容変更)

第6条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害をうけたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第7条 受注者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む)のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とは協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、委託業務が完成したときは、発注者に対し遅滞なく完了報告書に成果品を添え提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、提出された成果品について検査しなければならない。この場合、発注者が必要がある場合は、現地調査のうち検査しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

4 受注者は、前項の規定により命じられた補正を完了したときは、発注者に補正完了届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限(第6条第1項及び第7条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。)から延長後の履行期限までの日数に応じ、委託料の額に**政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項**の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)で計算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)とする。

4 発注者の責めに帰すべき事由により第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、受注者は未受領金につき、遅延日数に応じ、**財務大臣が決定する率**で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)の支払いを発注者に請求をすることができる。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された成果品が契約の内容に適合しない場合は、受注者に対して、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、発注者が、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときはこの限りではない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限内に委託業務が完成しないとき、又は委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 測量法第57条の規定による登録の取消し、又は営業の停止を受けたとき。

(4) 第3条の規定に違反したとき。

(5) 前4号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき

(6) 第3項に規定する事由によらないで、契約の解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者が契約保証金の納付を免除されているときは、受注者は、発注者に対し、委託料の5/100に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 受注者は、発注者が委託業務の内容を変更したため委託料の額が2/3以上減少したときは、この契約を解約することができる。

4 前項の場合、受注者は、発注者に対し、損害の賠償を請求することができる。

(連帯保証人)

第14条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、委託業務完成保証人に対して委託業務を完成すべきことを請求することができる。

- (1) 履行期間内又は期間経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 第3条の規定に違反したとき。
- (4) 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 委託業務完成保証人は、前項の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を継承する。

(機密の保持)

第15条 受注者は、委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(補則)

第16条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者と受注者とは協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、発注者と受注者が本書、委託業務完成保証人がその写しをそれぞれ保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島市中町7番17号  
一般財団法人ふくしま市町村支援機構  
理事長 遠藤 雄幸

受注者

委託業務  
完成保証人